

平成23年度 第12回  
青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 平成24年1月12日（木）午後1時45分  
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

## 第12回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成24年1月12日（木） 1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

- 1 委員長開会および開議宣言
  - 2 会議録署名委員の指名
  - 3 報告事項
    - (1) 委員長報告
    - (2) 教育長報告
  - 4 協議事項
  - 5 委員長閉議および閉会宣言
- 

教育長報告（再掲）

- 1 青梅市学校給食配ぜん員勤務要綱の一部改正について（学校給食センター）
- 2 「青梅市教育委員会が所管する施設の電力供給契約における環境配慮評価基準（案）」の制定について（施設課）
- 3 平成24年青梅市成人式の実施結果について（社会教育課）
- 4 諸報告
  - (1) 委員会等会議録
    - ア 青梅市立学校給食センター運営審議会会議録（学校給食センター）
    - イ 青梅市社会教育委員会議会会議録（社会教育課）

出席委員	教育委員会委員長	小野具彦
	教育委員会委員	北島朋子
	教育委員会委員	岡本昌己
	教育委員会委員	中村洋介
	教育委員会委員	畑中茂雄

出席説明員	教育長（再掲）	畑中茂雄
	教育部長	柳内秀樹
	総務課長	渡辺慶一郎
	施設課長	村木晃
	指導室長	野村友彦
	教育指導担当主幹	中嶋建一郎
	給食センター所長	朱通智
	社会教育課長	武藤裕代
	文化課長	萩原宏志
	美術担当主幹	石田治郎
	中央図書館管理課長	星野和弘

書記	総務課庶務係長	永澤雅文
	総務課庶務係	松井慎治

午後 1 時 45 分開会

### 日程第1 委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の定例会には、委員 5 名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。これより、平成 23 年度第 1 2 回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

---

### 日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、〇〇委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、第 10 回定例会および第 11 回定例会の会議録が机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと思ひます。

---

### 日程第3 報告事項

#### (1) 委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。まず委員長報告ですが、どなたかございますか。

【委員】 昨年 1 月 17 日に市民会館で、過去 3 年間の芸術文化奨励賞を受賞された方の発表会がございまして、参加させていただきました。若いピアニストの方が 2 人、それから小・中学校から 5 校ほど出ていただいて、とてもいい会だったと思ひます。残念なのは、私が予想したよりは、参観の方が少なかったという感じが正直いたしました。演奏が始まってからは、出入りもあると思ひますので、実際の人数はわかりませんが、最初はきっと超満員だろうなど。特に小・中学生の保護者の方、それから国際的な賞をとった若いピアニストの方なども出られるので、大変込んでいるだろうなというような認識で、自動車も最初から美術館の方にとめました。行ってみると、前半分が出演者の席で、後ろの方が一般の方、保護者の方の席だったんですが、先ほど申し上げましたように思ったより少なく、正直言ってもったいないなというふうに思ひました。またいずれ、こういう企画をされると思ひます。今回初めてということもあると思ひますので、また事前の PR も含めて、何か新しい方法をとっていくことによって、今回のことがさらに生かされるかなというふうに思ひました。以上です。

【委員長】 ありがとうございます。以上で、委員長報告は終了いたします。

---

#### (2) 教育長報告

##### 1 青梅市学校給食配ぜん員勤務要綱の一部改正について(学校給食センター)

【委員長】 続きまして、教育長報告に移ります。報告事項 1、青梅市学校給食配ぜん員勤務要綱の一部改正について、説明をお願いいたします。

**【給食センター所長】** それでは、青梅市学校給食配せん員勤務要綱の一部改正につきまして、ご説明をさせていただきます。

この配せん員勤務要綱につきましては、要綱の所管が総務課となっていることから、今回総務課の報告事項として提出をさせていただいておりますが、配せん員関係の実務は給食センターが行っておりますので、学校給食センターからご説明をさせていただきます。

報告資料1をご覧ください。

まず改正の理由でございますが、平成23年第5回青梅市議会定例会におきまして議決されました「青梅市一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正に伴いまして、学校給食配せん員の賃金が青梅市職員に準拠することから、本要綱についてもその一部を改正するものでございます。

次に、改正の内容でございます。大変恐れ入りますが、次のページをご覧くださいと思います。青梅市学校給食配せん員勤務要綱の一部改正新旧対照表でございます。右の列に記載があります現行の賃金月額を、左の列に記載のとおり改定するものでございます。この改定は、青梅市一般職の職員の給与に関する条例の行政職給料表（二）1級。こちらは給食作業等に従事する職員に適用する給料表でございますが、この改定に準拠して改定したものでございます。

恐れ入りますが、最初のページにお戻りください。改定の内容ですが、平均の改定額がマイナス210円、改定率がマイナス0.2%となっております。なお、市の職員につきましては、平均改定率はマイナス0.24%となっておりますが、配せん員賃金の準拠する市職員給与の号級が低いことから、その部分の減額率を反映し、マイナス0.2%となったものでございます。

次に、実施期日につきましては、平成24年1月1日から実施するものでございます。

なお、青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正が、平成23年12月22日開催の市議会本会議において可決され、平成24年1月1日施行となっております。このことから、配せん員の賃金改定につきましても、同様に1月1日から実施する必要がございましたので、本要綱の一部改正を、教育委員会の協議事項としてご審議いただくいとまがなかったことから、教育長の専決処分にもとづきまして改正させていただき、本日ご報告をさせていただいたものでございます。何とぞご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

**【委員長】** 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

---

## **2 「青梅市教育委員会が所管する施設の電力供給契約における環境配慮評価基準(案)」の制定について(施設課)**

**【委員長】** 次に、報告事項2、「青梅市教育委員会が所管する施設の電力供給契約における環境配慮評価基準(案)」の制定について、説明をお願いいたします。

**【教育部長】** それでは、お手元の報告資料2にもとづきまして、青梅市教育委員会が所管する施設の電力供給契約における環境配慮評価基準の制定について、説明申し上げます。

内容の説明をさせていただく前に、教育委員会におけるP P S導入の概要につきまして、私の方からご説明申し上げます。

初めに、P P Sであります。P P Sはパワー・プロデューサー・エンド・サプライヤーの略称で、東京電力や関西電力などの一般電気事業者とは別に、特定規模電気事業者として、ビルや工場など大口需要者を対象に電力の小売りが自由化されたことに伴い、新規に参入した電気の小売り業者の総称であります。平成12年3月からの数回にわたる電力の小売り自由化の拡大に伴いまして、東京電力などの電力会社以外からは、特定規模電気事業者（P P S）という電気事業に新規参入した電力供給会社から電気を購入することができるようになったものであります。

次に、教育委員会におけるP P S導入の概要であります。教育委員会では昨年6月の市議会定例会でのひだ議員の一般質問を受け、すぐに関係部署を集め議論をいたしました。その結果といたしまして、普通教室等の空調化に伴い電気料金が増加することから、経費の節減を図るため、P P S導入に向けて速やかに取組を開始すること。学校施設が中心となることから、施設課をP P S導入の担当課とすること。先進自治体や国・都から速やかに情報収集をすること、などを決定いたしました。情報収集をした結果、先進自治体では企画部門もしくは管財部門が取りまとめ部署となり、P P S導入に当たっては市の環境配慮評価方針を定め、その方針を施設を所管する各担当課へ示すとともに、施設ごとの仕様書の作成を指示していることがわかりました。そこで、教育委員会では、これら内容を市長部局のしかるべき部署に伝え、その指示を仰ぎたい旨お願いしましたが、P P Sの導入は施設を所管する各担当課で取り組んでもらう内容である、との回答でありました。この回答を受けまして、教育委員会としては環境配慮型の電力供給を受けることを基本とし、そのために必要な教育委員会独自の環境配慮評価基準を定めることとしたものであります。

教育委員会では、検討を始めた6月から羽村市との情報交換を行いながら取り組んできましたので、当初の予定では羽村市と同様に12月ごろの導入実施を目指しておりました。しかしながら、施設課では普通教室等のエアコン設置における課題の解決や、放射能汚染関係事務等が重なり、この時期になったところであります。

なお、P P Sの導入は、他の自治体との競争という面もありますので、できるだけ早く契約することが肝要であります。そこで、今月5日開催の市の経営会議へ協議事項として提案するとともに、すでに小・中学校各施設の仕様書も完成していますので、P P Sの契約事務を早急に進めていただきたく、契約管財課に対し特段のご配慮とお取り計らいをお願いしたところであります。年度内のできるだけ早い時期での契約、実施を目指しております。

なお、経営会議では、議論をした結果、教育委員会が提案した環境配慮評価基準をベースに、青梅市としての環境配慮評価方針を早急に定め、市全体でP P S導入に取り組むことになりました。

それでは、青梅市教育委員会が所管する施設の電力供給契約における環境配慮評価基準の制定につきまして、施設課長から説明いたします。

**【施設課長】** それでは、PPS導入につきまして、青梅市教育委員会が所管する施設の電力供給契約における環境配慮評価基準（案）につきまして、ご説明させていただきます。

その前に、データといたしましては、この電力の供給、PPSの導入につきましては、環境配慮契約法の中に、船舶や自動車、ESCO、建築物、さらに電気というものに分かれた部門の環境配慮契約法にもとづきまして、PPSというものがあります。このPPSにつきましては、環境負荷に配慮した電気の供給と電気の安定供給等を受けるために制定いたしまして、その安定した電気を供給するための事業者選定をするための方法として定められた手続に従いまして、教育委員会が所管する施設の基準を定めたものでございます。ただいま部長から説明がございましたが、1月5日の経営会議で説明をさせていただきますと、その後理事者の指示により、1月17日に青梅市における青梅市の電力調達にかかる環境配慮方針の制定というものが提案され、これに従いまして進むこととなりました。なお、教育委員会で作りましたものが環境配慮方針の基準となっております。

1番の目的につきましては、お示しのとおり、環境への負荷の低減を図るとともに、環境と経済が両立する社会づくりに寄与することを主とした目的としておりまして、これにつきましては国における「温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進にかかる法律」に定められておりまして、またその第4条には、地方公共団体等は経済に留意しつつ、価格以外の多様な要素を考慮して温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に努める、というふうなことが定められております。また、その11条におきましては、環境に対する方針を作成するようというところでございましたが、教育委員会では青梅市の方針は作成することはできませんでしたので、ここにお示しの環境配慮評価基準（案）というものを策定いたしまして、経営会議に報告をさせていただきます。そして、本日、教育委員会に報告をしているものでございます。

これにつきましては、温室効果ガス等の排出に配慮した契約の実績の概要を取りまとめて公表すると定めておりまして、この基準が定まりますと、業者を選定する際に、安定した電気の供給を受ける、または環境に配慮した業者の選定をするという形での方針というものでございます。これにつきましても、ただいま申し上げましたとおり、環境配慮の契約法というものに抵触したものでございまして、お示しの1ページから6ページまでございますが、これにつきましては環境配慮契約法またはPPSの地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアルの例にならいますと定められたものでございます。

特に4番におきましては、この業者を選定した場合に、(1)この旨を市長に報告しなければならない。(2)においては、選定された業者を市長は業者に通知するということが定められておりまして、2ページ以降、この環境に配慮した旨の点数を定めたものでございます。これも地方公共団体のための環境配慮導入マニュアルの例にならいますと、一般的な例として評価点をつけさせていただきます。これにつきましては、二酸化炭素の係数等々が示されておりますが、二酸化炭素の係数また未利用エネルギー、新エネルギーの活用というのは2項、3項で定められております。またグリーン電力証書、新しい電気を使ったものに対して証書をもらうと

いうものについての追加につきましては、3ページに書いてあるものでございます。

そして4ページの上の方にバンキングということが書いてありますが、これは新しい電気をつくったときに、電気をつくった業者が持ち越しをするという意味でのバンキングという意味だそうでございますので、ご理解をいただきたいと考えております。

先ほども申し上げましたが、これにつきましては経営会議等で結論が出まして、青梅市といたしましては統一した方針を決定すること、また事務取り扱いについては今後企画部行政管理課が1月17日の経営会議で報告し、これを制定するというふうな流れになっております。ですから、これがベースとなり、このまま青梅市としては電力の供給にかかわる契約の評価基準ではなく、方針として定められていくものでございます。

以上、簡略ではございますが、説明とさせていただきます。

**【委員長】** 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

**【委員】** 今ご説明があったとおり、この評価基準というのは、平成19年に出台了環境配慮契約法にもとづいて、いろいろな入札の際に国とか独立行政法人に対して定められたものを、努力義務として地方公共団体も採用するというものの一つだと思っておりますが、そういう意味では、ここに書いてある内容それ自身というのは、それにのっとったものだという理解です。

ただ先ほど、青梅市全体として方針策定をということなんですが、実際にどういう方針にするかで、別表の、いわゆる1キロワット当たりの調整後二酸化炭素排出係数というのが出て、区分があって評価点というのが出るんですけども、この表が実は決まってくるんですね。要は、より厳しくこのところを見ようとするれば、ここがからい点数になる。けどあまりそれをやり過ぎると、入札参加業者が非常に少なくなってしまうとか、あるいはそのために、大本はおそらくコスト低減を考えてやったのにコストの高いところばかりになってしまうとか、そういうことがたぶんあるので、その辺をどういう方針でやるということを決めて、それにもとづいてこういう判定にしましたというのを、本来つくらなければいけないんですね。

例えば環境省の本省ですと、一番上が0.3未満ぐらいなんです。だから、この表よりはちょっと厳しめにつくっているんですね。ただ、あまりそれをやると、いわゆる一般電気事業者というんですか、原発を持っているところじゃないと入れなくなっちゃうという危険性も非常にあって、バランスとしてどのくらいにするかというのが、たぶんある。私のパッと見は、比較的これは門戸を広めにしようというくらいのところだから、それはそれで結構だと思うんですが、その辺は一度やはりきちっと方針をつくってやっていただいた方がいいかなというのが一つ、それから当然それをつくるときには、さっきPPSといいましたけれども、具体的に会社名がいろいろあって、それぞれがどのくらいの排出係数を持っているかというのは、毎年東京都の方に環境計画書として提示をするんですね。それが年末とか正月明けぐらいに毎年、前年度のものが公表されるので、それをながめて、このあたりまでだったらいいんじゃないかなろうかという見当をつけて、毎年これを改定していくということが必要になると思うので、その辺をよくご検討いただきたいというのが一つです。



それからもう一つは、この環境配慮契約法というのは震災以前にできた法律でありますから、もちろん環境配慮契約法という名前なので環境に配慮したものが定められているんですけども、実際に電力を調達しようとしたときに、以前は主に考えなければいけなかったのが環境配慮で、環境に配慮した中で一番安いものを取りたいというところだったんですが、今、電力の需給が非常に逼迫している状況ですと、ほかにも本当は考えなければいけない要素が出てくるんだと思うんです。今、ちょうどその過渡期にあって、おそらく東京都とかほかのところでも、そういうことをいろいろ考えながら、いろいろな条件を契約時に考えていく可能性はあるんです。ただ環境だけでいえば、裾を切るのをあまり厳しくしなければ、そういうところも全部入りますから、その上でまた別の条件をつけるということもたぶん可能だと思うんですが。

先ほど、安定供給というお話がありましたけれども、やはり今はまず電力供給力が十分にあるのかと。例えばすごく環境には配慮されているけれども、風力発電かなんかでやっている会社さんで、風がとまったらなかなか来ませんというのではちょっと困る。あるいは、太陽光でやっている。だけど、夜はどうするんだと。実質的なビジネスではそういうことはないでしょうけれども、そういうこともありますので、全体の供給量というのもおそらく今後よく見ていかなきゃいけないですね。先ほどの東京都の発表の中でも、どのくらい供給量があるかというのは出ていますから、そういう中で、確かに点数はいいんだけどあまりにも供給量が少ないとか、先ほど競争という話が出たので、そもそも契約できなくなっちゃう可能性があるわけですね、先にいかないと。

それから、最近私がどうしても考えてほしいのは、電力を優先的に供給していただけるのかと。いざとなったら切られちゃいますという不安定さは、やっぱり嫌だというのがありますし、それからもう一つ、今東京都が進めているのは、電力の地産地消という考え方。PPSもいいんですけど、自分でも電源持とうよというぐらいの発想になりつつある。東京都自身は、都内で300万キロワット創出するんだというプロジェクトを開始するわけですが、なかなかそれにはお金が要ることなので、東京都の力を使って、この辺にもそういうものを誘致するぐらいのことも考えないといけない部分もあるかなと思います。

最後に、これはまだまだ議論が必要なところですが、原子力への過度の依存から脱却するということになる、あまりにも裾切りの点数を厳しくすると、それはできなくなるというところがあって、難しいところです。

ですから、PPSということ自身についても今、法律が変わろうとしておりまして、現在のPPSというのは事業的に苦しいところがあるんですが、発電しても東京電力にお願いして送電するので、そこで送電線を借りる料金が発生するんです。それが加わると高くなる。それは東京電力の方の計算にもとづいて承認をされることになるので、それは本当かよという議論もあって、今度は発電と送電を分離して送電は中立的にやりましょうなんていう話になっている。そういうこととかいろいろ動きがあるので、ぜひそこはよくウオッチしていただいて、よい電力、安い電力を調達していただけたらなと思いますので、お願いします。

ちょっと長くなりまして、すみません。

**【委員長】** 施設課長、何かございますか。

**【施設課長】** ただいま委員からご指摘がございました点、ごもつともだというふうに感じております。私どもでも策定する際には、他市の状況や東京電力等も注視いたしまして、環境省から出ております「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル」、これは23年2月に改定されておりますが、PPSの契約につきましては、期限といたしましては1年から1年以上ということが定められておりまして、東京電力を切り替える際のメーター器の交換等の日数も考慮して、13カ月ぐらいというのが相場だそうでございます。導入の様式でございますのは、この中に例が定められておりまして、委員ご指摘でございました点数につきましても、東京電力のエリアにおきましては二通りございます。区分の例の1と区分の例の2というのがございまして、区分の例の2をとりますと、0.325の基準に対しましては70という配点が定められております。また、先ほどもっと厳しいとご指摘のありました0.25というのは60点という点数が定められておりまして、この例の2というのを参考といたしており、おおむね羽村市、あきる野市、立川市、町田市、国立市もそうでございますが、この例に従いまして26市の中でも青梅市と同じような形でのこのマニュアルに従った形での導入方式という形をとっているようです。また、裾切り契約の70点というのは、業者を選ぶ際の点数でございますが、これにつきましても、この中の20ページに定められております70点以上を裾切りという一つの基準としたものが多いよというふうな例に従いまして、そのように定められておるものでございます。また東京電力とも確認をさせていただきましたが、一例ではあります、PPSの業者におきましては、風力、水力等々、太陽光も含めて電気をつくると、電気を遠くへ送るのではなくて、その場で送った電気の見返りといたしまして、別な形での契約をした際に、東京電力からの電気の供給を行うという形で相殺されるというような形を聞いて確認しております。また、電力が途中で中断されるのではないかと、業者が倒産したときにはどうするのかという例も伺いましたところ、東京電力といたしましてはPPSの業者との締結をいたしまして、そのようなことがないよう努めるということも、国からの指示があるので心配は要らないよという話を承っているところでございます。

以上でございます。

**【委員】** この電気事業者というのは何者ぐらいあるというふうに教育委員会では予想されているのかというのが一つと、それから5ページで、この業者が数値を出したり、評価点を出したりされますけれども、これはわりと簡単にできることなのか。ここに表がありますから、この表にもとづいてやればできないことはないと思うんですけれども、それほど手数がかからないで、入札希望の業者の方は出せるのかということと、それを算出する根拠としての書類を添付すると書かれていますけれども、その辺のいわゆる市として、あるいは青梅市教育委員会としての確認というか、この業者の報告書の内容はおおむね間違いないというふうに判断する、その辺の方法というか手法みたいなもの。

それから最後に、羽村市さん等と情報提供を共有しながらというお話が前段にあったように思

うんですけれども、青梅市としての独自の部分がどこかに見られるのか見られないのか、その辺お伺いしたいと思います。

**【施設課長】** 最初に業者の数でございますが、導入マニュアルの例に従いますと、一般的な電力、北海道電力から東京電力、沖縄電力まで10者あるということで、応札の対象となっております。また一般的な事業者に、PPSという特定規模の電気事業者は15者、ここに含まれない業者もかなりあるのではないかと考えておりますので、おおむねここに定められております25者、6者というところです。ただ、青梅市におきまして入札参加資格、申し込みをしている業者は、このうちの東京電力を含めて6者ということでカウントしております。

点数の配点でございますが、この例に従いまして、これにおきましては担当課で処理をするものでありますので、業者に様式1号というものを出示いただきまして、これに対して配点をするという形になっております。これは、ここに定められている表と確認をいたしまして、この例に従いましてできるような形になっておりますので、さほど難しいものではなく、事務屋の業務でもこなせる、確認できる業務となっております。

羽村市の例、または町田市等でございますが、例えば羽村市では方針ではなくて基準というものを定めておりまして、あきる野市では方針というものを定めておりましてインターネット等で公表しております。町田市は、その基準、方針を定めずに、担当課自身で行っている。町田市自体で、町田市のという方針を定めたり、基準を定めたりというものがなくて、インターネットでは確認ちょっとできないんですが、そういう例もありますので、青梅市といたしましては、他市の例を参考としながら、その環境配慮に適したものの文言というものを整理いたしましてまとめたいというふうな形になっております。

以上でございます。

**【委員】** 私が委員の質問に答えるのはおかしいかもしれないんですが、PPSみたいな電気事業者であれば、ここの数値等は当然簡単にといいか、もともと持っている数字でありまして、中には一般的にホームページですでに公表している業者もあれば、あまりそうでない業者さんもいらっしゃると思います。ただし、東京都の環境局に対して、東京都エネルギー環境計画というのを業者さんが毎年出すんですけれども、そこには示されているので、それと比較すれば正しく申告しているかどうかはわかるのではないかと思います。

**【委員長】** よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

---

### 3 平成24年青梅市成人式の実施結果について(社会教育課)

**【委員長】** 次に、報告事項3、平成24年青梅市成人式の実施結果について、説明をお願いいたします。

**【社会教育課長】** 本日も配布いたしました報告資料3、平成24年青梅市成人式の実施結果についてご報告を申し上げます。1月9日にご臨席いただきましたこと、まずもってお例申し上げます。どうもありがとうございました。

実施結果についてご説明いたします。

新成人の出席状況でございますが、成人対象者が1,439人に対し、出席者数は1,105人、出席率76.8%でありました。男性の該当者747人に対し出席者は562人、出席率が75.2%。女性の該当者が692人に対し出席者は543人、出席率78.5%でございました。前年の74.0%より2.8%増の出席となりました。

また、来賓、主催者につきましては、お目通しをいただきたいと存じます。

また、式典終了後、成人者にアンケートをしたところ、記念になった、友人に会えた、両親が喜んでくれたとの理由から、おおむね出席してよかったとの回答をいただきました。

以上、ご報告いたします。

**【委員長】** 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご意見、ご質問等ございますか。

**【委員】** ひやひやしなながらも、無事終わってよかったなと思えました。完全に終わった後に壇上に上った方が何人かいましたけれども、あのくらいならかわいいなというふうな感じがいたしました。

質問は一つなんですけれども、タイムカプセルを開けて返却したということですが、どのくらいの方が持っていかれたのか教えてください。もう一つは、本市の場合、学校長の先生方の出席率が大変高いのでびっくりしました。実はこの日の2日前に研修会で講師を務めたところ、校長先生方、ご案内来ていますか、出られるんですか、そういうところがあったので、これを今改めて見て、本当に校長先生方、お忙しい中、市のいろいろな行事に協力いただいているなど。先ほど申し上げました12月の伝統文化奨励賞の式典にも大変多くの学校の先生方、関係の方が見えていて、大変すばらしいなと思えました。

以上です。

**【社会教育課長】** 夢のタイムカプセル収納作品でございますが、収納した作品は平成13年度制作で、当時の小学4年生がつくったものでございます。その作品数が1,385ですが、先日の成人式で998名返還できまして、当日の返還率72.1%。あと30%ぐらいの方については、郵送で返還する予定でございます。

**【委員長】** ほかにございますか。

それでは一つ私からですけれども、この資料をいただいて、一番右下、家族席の座席数444とありまして、多くの家族にも現状を見ていただいて祝福していただいたというのは、大変いいことだと思います。ありがとうございました。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

---

## 4 諸報告

### (1) 委員会等会議録

#### ア 青梅市立学校給食センター運営審議会会議録(学校給食センター)

#### イ 青梅市社会教育委員会会議録(社会教育課)

【委員長】 次に、報告事項4、諸報告ですが、ですが、あらかじめ各委員には、事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

【委員】 給食センター運営審議会の中で、食器の材質の議論がありましたけれども、これは全国的に見て統計的なデータといいますか、やっぱりこうなっちゃった、あんなっちゃったとかいう一般的なデータがすでにあるのかなという気がするんですが、それはいかがなんでしょうか。

【給食センター所長】 手元に資料を持ち合わせていないので、正確な数字というのはお答えできないんですけれども、材質ですとか、あるいは食器の数ですとか、そういうようなものについては数字というのはある程度、毎年統計として出されております。今回、審議会の中でご審議いただいたときに、数値的なものはお知らせできなかったんですけれども、傾向的なことについては、ご質問いただいた際にお答えさせていただいております。

【委員長】 報告事項は以上で終了いたします。

---

## 日程第4 協議事項

### 1 中央図書館における全面禁煙について(中央図書館管理課)

【委員長】 次に、協議事項に移ります。協議事項1を議題といたします。中央図書館における全面禁煙について、説明をお願いいたします。

【中央図書館管理課長】 協議事項1、中央図書館における全面禁煙についてご説明させていただきます。

1の目的でございますが、公共の社会教育施設であります図書館といたしまして、受動喫煙による市民・子どもたちの健康被害を防ぐため、館内を全面禁煙にしようとするものでございます。

次に、実施の理由でございますが、平成22年2月25日付で厚生労働省から通知がございまして、「受動喫煙防止対策について」の中で、「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである」と示されております。資料1にございます。

また、青梅市におきましても、「青梅市が管理する施設等の受動喫煙に関する指針」を一部改正いたしまして、全面禁煙を平成22年7月20日から実施することといたしました。これは資料2にございます。

これを受けまして中央図書館におきましては、まず全面禁煙について利用者アンケートを平成22年10月から23年11月までの1年間実施いたしました。その中で、「実施すべき」と回答された方が50%を超えております。半数以上が全面禁煙を望んでいることがわかりました。また同時に職員にもアンケートをいたしましたが、4分の3以上が絶対に禁煙にすべきであろうということの結果がございました。こちらについては資料3のとおりでございます。

また、図書館はタウンビルBの2階・3階・4階を利用しておりますが、開館以来、図書館東側、東急側4階テラスの端に喫煙コーナーを設けております。この場所がテラスの端ということでございまして、喫煙室のように特に隔離をされておらず、受動喫煙を完全に防止できる形にはなっておりません。また、屋外で喫煙場所を設置できないかということで、建物を管理いたします新都市建設公社に問い合わせいたしましたが、屋外に図書館利用者用の喫煙場所を設置するこ

とは難しいということがございました。こういうことを含めまして、全面禁煙をしようとするものでございます。

なお、実施期日につきましては、広報等で周知を行った上、平成24年4月1日からにしようとするものでございます。

以上でございます。

**【委員長】** 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

**【委員】** 大変結構なことだと思います。逆に、喫煙コーナーがあったのを私は知りませんが、パーティションがないというのもやはりよろしくないというふうに思います。ちょっと新聞記事を持ってきたんですが、2011年4月25日の日本経済新聞で、放射線の発がんリスクと日常のものを比較した国立がんセンターの記事があったんですが、受動喫煙が100ミリシーベルト並みだと。今、0.23マイクロシーベルトでも除染をせよという基準になっているわけですから、とんでもないという話でございまして、ぜひ実現していただきたいというふうに思います。

**【委員】** 私も賛成です。私、煙というよりも臭いがすごく気になりますので、たとえ分煙にしても、風の流れとか空気の動きとか人の動きでも、臭いというんですか、香りというんですか、感じる人も結構いるんじゃないかなと思うので、やむを得ないかなというふうに思います。

**【委員長】** よろしいですか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【委員長】** 異議なしと認めます。よって、中央図書館における全面禁煙について、は承認されました。

---

## 日程第5 委員長閉議および閉会

**【委員長】** それでは、今後の日程について総務課長から説明をお願いいたします。

**【総務課長】** それでは、今後の日程につきましてご報告申し上げます。

来月、2月2日(木)教育委員会定例会を午後1時半から、本会場で執り行います。

また、2月15日(水)教育委員会臨時会、こちらにつきましても午後1時半からこの場所で行います。

以上でございます。

**【委員長】** 以上で本日の日程は終了しましたので、閉会といたします。お疲れ様でした。

---

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員